



第1号被保険者

自営業・自由業・学生などの
20歳以上60歳未満

独 自 付 給

付加年金

付加保険料(月額400円)を納付すると、老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金が支給されます。

付加年金額は(200円×付加保険料納付済月数)で計算され、物価スライドはありません。



死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納付した月数と保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算し36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。



かぶ 寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある夫が死亡したとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受けられます。

ただし、夫との婚姻期間が10年以上あること、夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていないことが条件です。

年金額

夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3。

保険料納付済月数と保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算した月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加保険料納付済月数が36月以上あるときは、8,500円が加算されます。

動物愛護週間

9/20(金)~9/26(木)

ペットはあなたの家族です。
愛情もしつけも欠かせません。

犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。しかし、その一方で、鳴き声や悪臭などのトラブルも絶えません。安易に動物を捨てたり、虐待したりする事件も増えています。飼い主には命ある動物の一生の面倒をみるという強い自覚と責任感が求められています。

